審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　建築住宅課

法令名	建築基準法	法令番号	昭和２５年法律第２０１号
手続名	用途変更における確認	根拠条項	法第８７条第１項

審査基準

○建築物の用途を変更して、別表第１（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が２００㎡を超えるものとなる場合は、

・建築基準法第６条（第３項、第５項及び第６項を除く。）
・建築基準法第６条の２（第３項を除く。）
・建築基準法第６条の４（第１項第１号及び第２号の建築物に係る部分に限る。）
・建築基準法第７条第１項
・建築基準法第１８条第１項～第４項、第１５項～第２０項

までの規定を準用する。

受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間　２１　日 標準経由期間　　日	目次 №	